

産業技術総合研究所の役員退職金に係る業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率(案) ^{※2} 〈経済産業省評価委員会〉
副理事長 ^{※1}	H15. 4. 1～H20. 3. 31 (H16. 1. 1～H20. 3. 31)	0. 9

※1 在任期間のうち H15. 4. 1～H19. 3. 31 は、国際部門・特許生物寄託センター等担当理事。

2 業績勘案率(案)の算定内容は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率（案）「0. 9」については、意見はない。

以上

別紙

経済産業省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容				業績勘案率 (案)
			(参考) 在任期間	機関実績 勘案率 (※1)	個人業績 勘案率 (※2)	基礎業績 勘案率 (※3)	特別に考 慮すべき 事項 (※4)	
産業技術総合研 究所	副理事長	H16. 1. 1～H20. 3. 31	H15. 4. 1～	1. 0	1. 0	1. 0	▲0. 1	0. 9

- (※1) 「業績勘案率の評価を行うに当たっての基本的考え方」(平成17年9月1日決定経済産業省独立行政法人評価委員会。以下「経産省考え方」という。) 2.(2)において「当該役員が在職した期間に係る「年度実績評価」に基づく各年度の機関実績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均して求めた率」とされている。
- (※2) 「経産省考え方」2.(3)において「1.0を基本とする」とされている。
- (※3) 「経産省考え方」2.(1)において「機関実績勘案率 α 」と「個人業績勘案率 β 」を算出後、配分率 x 、 y (注:各法人の特性・役員の職責に応じて決定する。ただし、個人的な業績が付随的なものであることを考慮し、 y は0.2とする。)を乗じ、「基礎業績勘案率 ε' 」を算出する」とされており、その計算式は「 $\varepsilon' = x\alpha + y\beta$ ($x + y = 1$ 、 $x = 0.8$ 、 $y = 0.2$) (ε' :基礎業績勘案率、 α :機関実績勘案率、 β :個人業績勘案率、 x :機関実績勘案率の配分率、 y :個人業績勘案率の配分率)」とされている。
- (※4) 「経産省考え方」2.(1)において「通知された基礎業績勘案率に基づき、当該役員の在職中に特筆すべき法人の業績等を勘案して当該役員の業績勘案率を決定する」とされており、当該役員の在任期間中に発生した「特許寄託センター案件にかかる不適切対応」などを特別に考慮する事項として今回勘案している。